

自転車指導啓発重点路線（大仙警察署）

令和4年5月

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止をしましょう。

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 右側通行
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



【重点路線】 花火通り

➤ 選定理由

- ・ 花火通りには商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車関連の交通事故は少ないものの、いつ発生しても不思議ではない状況
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

重点路線

